



## 「GX フューチャー・コンソーシアム」等への入会申込みについて

「GX フューチャー・コンソーシアム」及び「GX フューチャー・リーグ」への入会申込みの受付を開始します。また、3月2日に開催した説明会の動画を配信します。

2026年4月1日より、GX 推進機構が事務局となって発足する「GX フューチャー・コンソーシアム」及び同コンソーシアムの下に設ける「GX フューチャー・リーグ」への入会申込みの受付を開始します。

「GX フューチャー・コンソーシアム」への新規の入会(※1)、「GX フューチャー・リーグ」への入会(※2)を希望される企業は、下記をご参照の上、お申し込みください。

また、3月2日に GX フューチャー・コンソーシアムの説明会を実施しました。GX フューチャー・コンソーシアム及び GX フューチャー・リーグの活動内容等については、後掲の説明会資料をご覧ください。なお、当日の様子は以下リンクより録画を視聴いただけます。ご不明点は次ページの問合せ先までご連絡ください。

※1 既に TCFD コンソーシアム会員、GX リーグ会員の場合は、別途退会の手続をとらない限り申込み不要で GX フューチャー・コンソーシアムの会員に移行します。

※2 排出量目標・コミットメント及び排出量実績・取組報告の提出に同意いただく必要があります。既に TCFD コンソーシアム会員、GX リーグ会員の場合でも、GX フューチャー・リーグへの入会には申込みが必要です。

### 【説明会録画リンク】

<https://youtu.be/LsgjFXRIENE>

### 1. GX フューチャー・コンソーシアム入会申込み

以下の問合せ先まで、企業名・担当者名および入会申込みの旨をメール文面に記載してご連絡ください。事務局より申込フォームを送付します。

- 問合せ先: gxfc\_uketsuke★gxa.go.jp ※[★]を[@]に置き換えてください。
- メールタイトル:【GX フューチャー・コンソーシアム入会申込(企業名)】

### 2. GX フューチャー・リーグ入会申込み

以下該当する①、②、③のいずれかより、必要な手続きをお願いします。

① TCFD コンソーシアム会員

→ <https://tcf-consortium.jp/login>

会員ページにログイン後、ニュース&イベント欄より TCFD コンソーシアムの「GX フューチャー



「GX フューチャー・コンソーシアム」への改組、及び「GX フューチャー・リーグ」会員募集のお知らせ」をご覧ください。

② GX リーグ会員

→ <https://gx-league.go.jp/future-consortium/>

GX フューチャー・コンソーシアムの「GX フューチャー・リーグ会員」の募集様式・提出方法」をご覧ください。

③ GX フューチャー・コンソーシアムに新規に入会を希望する企業

GX フューチャー・コンソーシアムへの会員申込と合わせて受け付けますので、入会申込の連絡時に、GX フューチャー・リーグへの入会も申し込む旨、合わせてメールに記載してください。事務局より GX フューチャー・リーグ入会のフォームも合わせて送付します。

(本発表資料のお問合せ先)

脱炭素成長型経済構造移行推進機構

担当者:財務・サステナビリティ推進部

海部、清水、會田

メール:gxfc\_uketsuke★gxa.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

# GX フューチャー・コンソーシアム に関する説明会

2026年3月  
脱炭素成長型経済構造移行推進機構

# 目次

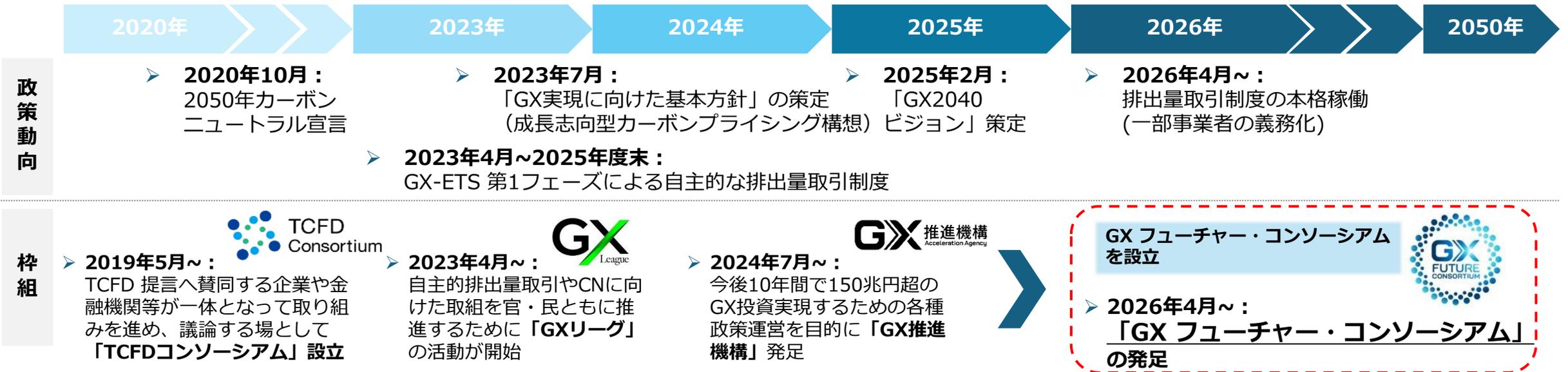
<b>01</b>	<b>GX フューチャー・コンソーシアム</b> .....	<b>p.3</b>
<b>02</b>	<b>GX フューチャー・アカデミー</b> .....	<b>p.8</b>
<b>03</b>	<b>GX フューチャー・リーグ</b> .....	<b>p.10</b>
<b>04</b>	<b>GX フューチャー・リーグ会員の取組</b> .....	<b>p.13</b>
<b>05</b>	<b>GX フューチャー・リーグへの入会</b> .....	<b>p.17</b>
<b>06</b>	<b>ワーキング・グループ</b> .....	<b>p.24</b>
<b>07</b>	<b>全体スケジュール</b> .....	<b>p.29</b>

# 01 | GX フューチャー・コンソーシアム



# GXの進展とGX フューチャー・コンソーシアムの設立

- 我が国では、カーボンニュートラルの達成に向けて、**成長志向型カーボンプライシング構想**として、**10年間で20兆円規模の先行投資支援と段階的なカーボンプライシングの導入**による制度・支援一体型のGX政策を推進し、**排出削減に加え、産業競争力の強化とエネルギー安全保障の確保の同時実現**を目指している。
- 2050年カーボンニュートラル宣言以降、**自主的な排出量取引を行うGXリーグの活動、金融支援業務やカーボンプライシング業務を実施する脱炭素成長型経済構造移行推進機構の発足**など官民が連携してGX政策を推進するための様々な取組が行われてきた。また、**2026年度にはETS制度の本格稼働**が予定されており、**今後さらなるGXへの投資やGX製品・サービスの創出の進展が期待される**。
- 今後、我が国のGXの取組をより一層推進していくため、非財務情報開示に関する議論を担ってきたTCFDコンソーシアムを改組し、GX政策の中核機関であるGX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を事務局とする「**GX フューチャー・コンソーシアム**」を**2026年4月から立ち上げ**、GXリーグ、GX推進機構が担ってきたGX フューチャー・アカデミーの情報や機能を集約することで、**社会全体のGXの実装を力強く牽引し、脱炭素と経済成長の好循環の実現に貢献していく**。



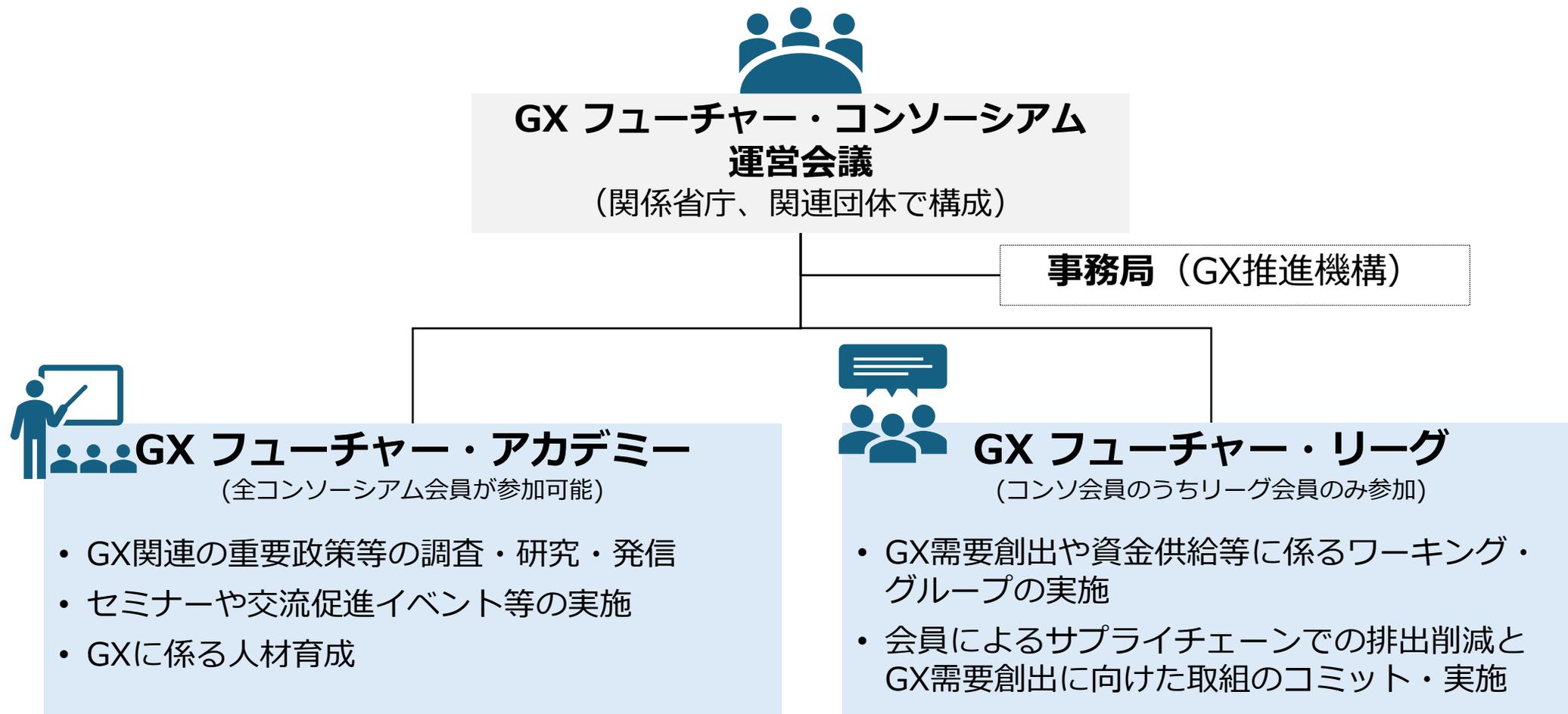
# GX フューチャー・コンソーシアム

- GX フューチャー・コンソーシアムは、GXに志を持って挑戦する多様なプレイヤーが緊密に連携し、先導的な役割を果たしながら新たな需要創出や円滑な資金供給に向けたルール形成を推進するとともに、その挑戦的な取組と成果を国内外へ戦略的に発信していくことで、社会全体のGXの実装を力強く牽引し、脱炭素と経済成長の好循環を実現することを目的とする。



# GX フューチャー・コンソーシアム

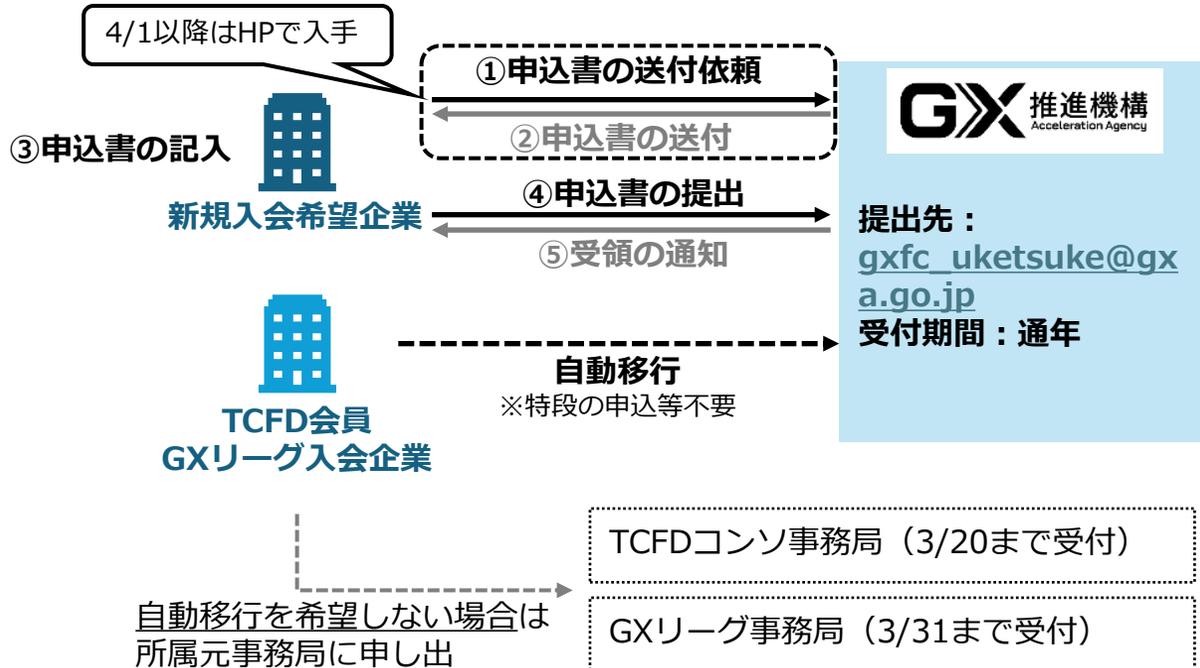
- GX フューチャー・コンソーシアムの目的を達成するため、GXに関する情報発信やセミナーを実施するGX フューチャー・アカデミー、官民でGXの需要創出・資金供給等に係るルール形成を行うGX フューチャー・リーグを設ける。
- コンソーシアムの運営方針などを決定する運営会議を設置し、GX推進機構が事務局として全体の運営や管理を行う。



# GX フューチャー・コンソーシアム入会手続き

- GX フューチャー・コンソーシアムに入会することで、GX フューチャー・アカデミーへの参加、GX フューチャー・リーグへの入会申込ができる。
- GX フューチャー・コンソーシアムへの入会を希望する企業は、入会申込書を提出。事務局からの入会申込書の受領完了通知をもって「GX フューチャー・コンソーシアム会員」となる。※会員リストはHPに掲載
- TCFDコンソーシアム会員及びGXリーグ会員は、GX フューチャー・コンソーシアムへ自動移行となり※、2026年度からGX フューチャー・コンソーシアム会員となる。  
 ※自動移行を希望しない会員は、定める期限までに所属元の事務局に別途申し出ること。

## GX フューチャー・コンソーシアム入会手続きフロー



## GX フューチャー・コンソーシアム入会資格

- 事業に取り組む法人であって、コンソーシアムの目的に賛同し、規約を遵守する法人  
 ※**任意の単位で入会**（グループ・個社いずれの単位も可。ただし個人の入会は不可）

## 自動移行とグループ企業（組織境界内企業）の整理

パターン	取扱い方針
組織境界内の全企業がGXFCへの自動移行を希望しない場合	• TCFDコンソーシアム/GXリーグ各々が定める方法にて自動移行を希望しない旨を連絡する。
組織境界の代表企業を含まない一部の企業がGXFCに自動移行を希望しない場合	• 連絡の必要なし。
組織境界の代表企業を含む一部の企業がGXFCに自動移行を希望しない場合※	• TCFDコンソーシアム/GXリーグ各々が定める方法にて自動移行を希望しない旨を連絡する。 ※GXリーグ組織境界の代表企業以外でGXFCに入会したい場合は別途GX フューチャー・コンソーシアム入会申込書を提出する必要がある。

注) GXリーグ組織境界：GXリーグの代表参画企業が設定する、GXリーグの参画対象となる当該代表企業の子会社等の関連会社の範囲のこと

## 02 | GX フューチャー・アカデミー



# GX フューチャー・アカデミー

- 会員のGXリテラシー向上を目的とし、GX フューチャー・アカデミーと総称して活動を実施する。
- 活動内容としては以下を想定。
  - GX関連の重要政策の調査・研究・発信
  - セミナー等のイベント開催
  - 教育機関等と連携した人材育成

## GX フューチャー・アカデミー



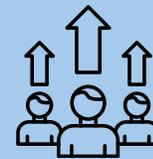
### 調査・研究

GXFC会員のリテラシーの向上を目的として、GXに関する国内外の重要政策や進捗状況の調査・研究を実施



### イベント開催

GXに関するナレッジの共有を目的としたセミナーやGXFC会員の交流を促進するイベントを開催



### 人材育成

GXに係る人材育成を目的に教育機関等と連携を実施

# 03 | GX フューチャー・リーグ



# GX フューチャー・リーグへの発展

- 排出量取引制度の本格稼働により、今後さらなるGXへの投資やGX製品・サービスの創出の進展が期待される。そのため、GXリーグとTCFDコンソーシアムの機能を引き継ぎ、業種・業態・排出量の多寡にかかわらず、GX需要創出とサプライチェーンでの排出削減の実現および円滑なGX資金の供給に向けて意欲的に取り組む企業の枠組みとして「GX フューチャー・リーグ」を創設する。

※「サプライチェーンでのGXを通じたGX需要創出に向けて（とりまとめ）」（2025年12月 GXリーグにおけるサプライチェーンでの取組のあり方に関する研究会）において、上記の方向性を決定。

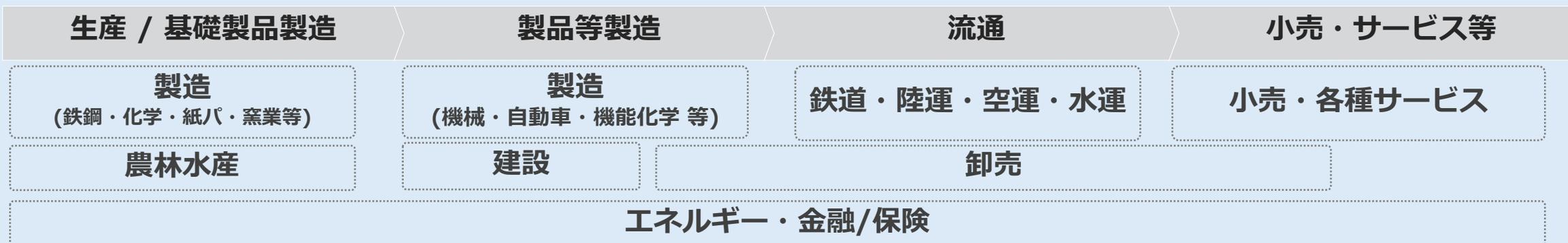
- GXリーグで行ってきたルール形成の活動はGXフューチャー・リーグでも継続する。具体的には、テーマ別に設置するワーキング・グループにおいて、官民でGX需要創出・資金供給に向けたルール形成や実証、国内外への発信等の活動を行う。

※GXリーグで行ってきた活動のうち、GXスタジオ・GXサロンの活動は、GX Future アカデミーの枠組みで継続を予定

- ※ なお、従来のGXリーグは2025年度分の自主的排出量取引の実績報告・精算のみ継続実施し、2026年度末をもって活動を終了。

## GX Future リーグ

← GX需要創出・資金供給に向け、業種横断的な連携・ルール形成・情報発信に取り組み →

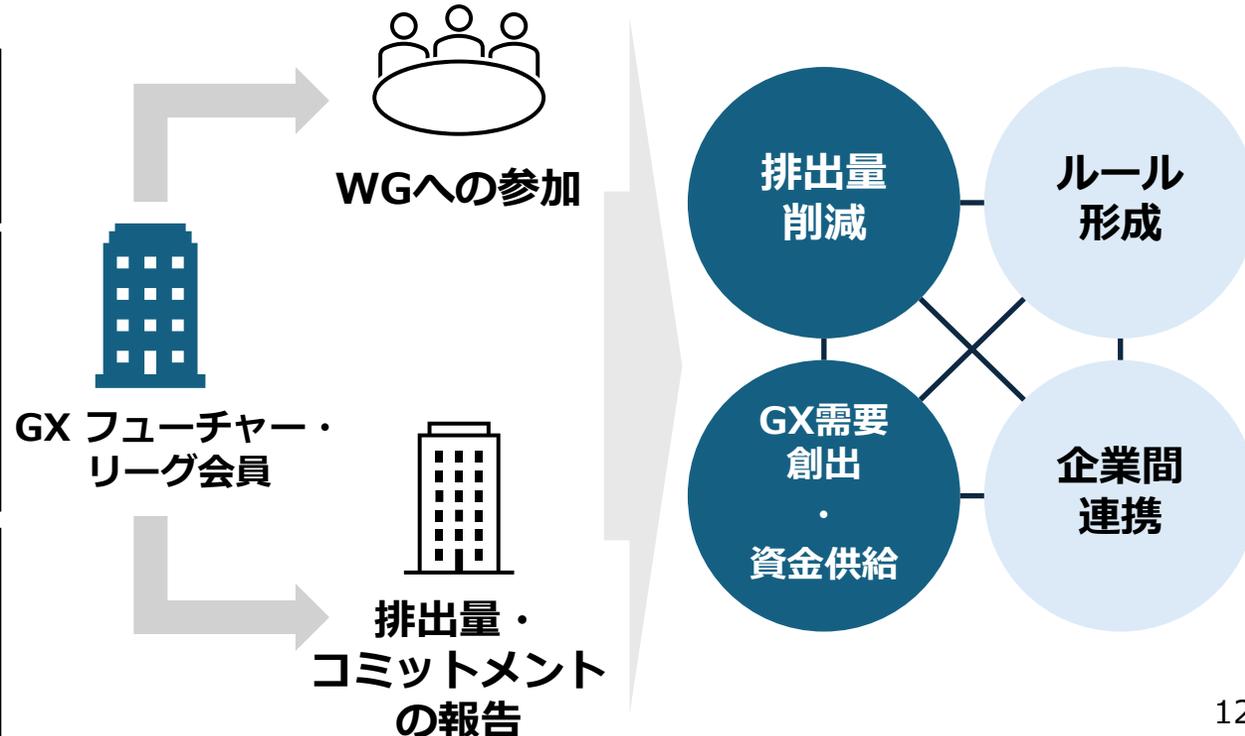


# GX フューチャー・リーグ会員の権利・義務

- GX フューチャー・リーグ会員は、GX フューチャー・リーグに設置されるテーマ別のワーキング・グループ（WG）の設置提案や、設置されたWGへの参加をすることができる。
- GX フューチャー・リーグ会員には、入会にあたり、①2030年度の直接・間接排出量目標および②自社のGX需要創出に係るコミットメントを提出いただくとともに、入会後には毎年度、③直接・間接排出量実績および④自社のコミットメントに対する取組状況を報告いただく。
- GX フューチャー・リーグにおけるWGの活動やリーグ会員のGX需要創出・資金供給に向けた取組により、サプライチェーン全体での排出量の削減やGX需要創出・資金供給に向けたルール形成・企業間連携につなげていく。

## GX フューチャー・リーグ会員の権利・義務・メリット

権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GX フューチャー・リーグに設置されるテーマ別WGの設置提案</li> <li>• WGへの参加等</li> </ul>
義務	<p>以下の4つをそれぞれ期限までに事務局に報告すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 2030年度の直接・間接排出量目標</li> <li>② 毎年度の直接・間接排出実績</li> <li>③ 自社のGX需要創出に係る2つ以上のコミットメント</li> <li>④ コミットメントに対する毎年度の取組状況</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>GX需要創出に向けて企業との連携のプラットフォーム獲得</b></li> <li>• 今後、GX関連予算の補助金や委託事業を活用する際には、GXフューチャー・リーグへの入会を要件とする方針。加えて、需要創出に貢献する取組を審査における加点要素とすることを検討中（今後、新たに立ち上げる研究会で議論予定）</li> </ul>



# 04 | GX フューチャー・リーグ会員の取組



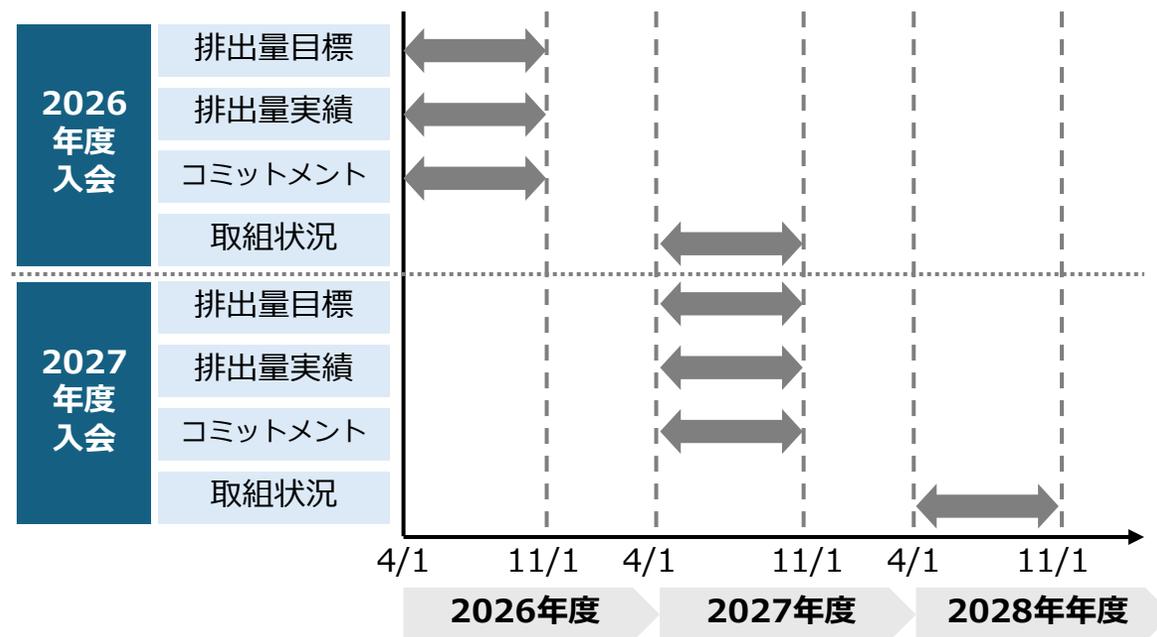
# GX フューチャー・リーグ会員にお願いする報告 | 概要

- GX フューチャー・リーグの会員となる企業（グループで入会する場合は代表企業）に対しては、直接排出量（Scope 1）と間接排出量（Scope 2）について、「**2030年度の排出量目標**」（入会后10月末末）及び「**毎年度の排出量実績**」（入会年度を含む、毎年度翌10月末末）を報告いただく。
- あわせて、会員となる企業（グループで入会する場合は代表企業）に対しては、「**自社のGX需要創出に係る取組のコミットメント**」（入会后10月末末）及び「**コミットメントに対する取組状況の報告**」（毎年度翌10月末末。初年度報告不要）を報告いただく。
- 2種類の報告にあたっては、事務局が別途公表するガイダンスを参照の上、それぞれの期限までに事務局に報告いただく。

※旧TCFDコンソーシアム会員かつ開示・金融WGに参加を希望する外資系企業であって、SHK制度に基づく排出量報告・目標設定が困難である場合等については例外的に当該WGのみ参加を認める場合があるため、事務局へ個別にご相談いただきたい。

	報告内容	報告時期
排出量目標	2030年度の ・ 直接排出量目標 ・ 間接排出量目標	入会日~毎年10月末日
排出量実績	毎年度（2025年度以降）の ・ 直接排出量実績 ・ 間接排出量実績	毎年度4月~10月末日 ※入会の年度から前年度 実績を報告
コミットメント	GX需要創出に係る2つ以上の 取組のコミットメント	入会日~毎年10月末日
コミットメント 取組状況	コミットメントに関する 毎年度の取組状況	毎年度4月~10月末日 ※入会の翌年度から報告

## GX フューチャー・リーグ会員に求める取組の報告期間



# GX フューチャー・リーグ会員に求める報告 | 排出量

- GX フューチャー・リーグでは、GXリーグに引き続き自社及びサプライチェーン全体での排出削減を進めていくため、二酸化炭素の排出量に関してGX フューチャー・リーグ会員に対して以下を報告いただく。
  - ①2030年度の自社の直接排出量目標・間接排出量目標（入会時）**
  - ②毎年度の自社の直接排出量実績・間接排出量実績（入会后）**
- 排出量目標・排出量実績の算定については、**SHK制度における「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に準拠すること**（現GXリーグの算定ガイドラインは適用しない）。また、現GXリーグで求めている**第三者検証は必要としない**こととする。
- 報告にあたっては排出量取引制度や算定・報告・公表制度（SHK）の様式を活用することとする。

## 排出量の報告内容・時期・様式

		目標・実績の報告範囲	報告時期	報告様式		
				ETS制度対象者	非ETS制度対象者	
					SHK対象者	SHK非対象者
排出量目標	2030年度 直接排出量目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー起源CO<sub>2</sub> 及び 非エネルギー起源CO<sub>2</sub></li> <li>SHK制度における「基礎排出量」から「廃棄物の原燃料利用による排出量」及び「6ガス」を除いたもの</li> </ul>	入会日～入会した年の10月末日	事務局指定の様式 or 移行計画の写し	事務局指定の様式	
	2030年度 間接排出量目標					
排出量実績	直近年度 直接排出量実績		毎年度4月～10月 末日 ※入会した年度にも前年度の実績を報告	SHKの様式or 移行計画の写し (予定)	SHKの様式 (予定)	SHKの様式 (予定)
	直近年度 間接排出量実績					

※詳細は「GXフューチャー・リーグにおける排出量目標・コミットメントの報告に関するガイダンス」ご参照

# GX フューチャー・リーグ会員に求める報告 | コミットメント

- GX フューチャー・リーグは、需要喚起に向けた企業間の協調を促す枠組みとするため、すべてのGX フューチャー・リーグ会員に以下①②を報告いただく。
  - ①需要創出に係るコミットメント項目から2つ以上選択し、選択項目について自社の取組内容を提出（入会時）**  
 ※類型は問わない。なお「GX率先実行宣言の実施」は特にGX需要創出に寄与する取組のため、これを選択した場合は1つで要件を満たしたものとする。
  - ②毎年度、①で選択した自社のコミットメントに関する取組状況を報告（入会后）**
- ①の報告を受けて、**事務局は記載内容がガイダンスに合致しているか確認をする。**  
 確認の結果、①の内容がガイダンスに合致せず、GX フューチャー・リーグ会員が事務局の求めに応じて適切な修正対応などを行わない場合、GX フューチャー・リーグ会員は会員資格を失う可能性がある。

## コミットメントの類型と項目

類型	項目
A) GX製品・サービスの 需要創出	GX率先実行宣言の実施
	GX製品又はサービスの積極的な調達又は販売 調達に関するアライアンスの発起又は入会
	GXに係るコスト負担に関する合意
B) サプライヤーとの協 業	キャパシティ・ビルディング支援、人的支援、技術支援 設備投資支援
	排出削減に取り組むサプライヤーの積極評価
	CFPの算定、Scope3の算定又はScope 3 排出量の目標設定
	サステナブルファイナンス等の実施
C) ファイナンス面の取 組	金融機関等の支援機関によるエンゲージメントの実施
	クライメート・トランジション利付国債の購入

## コミットメントの報告時期・様式

	報告時期	提出様式 (全リーグ会員共通)
コミットメント	入会日~毎年10月末日	事務局指定の様式
コミットメントに 対する取組状況	毎年度4月~10月末日 ※入会の翌年度から報告	(未定)

# 05 | GX フューチャー・リーグへの入会



# GX フューチャー・リーグへの入会 | 単位

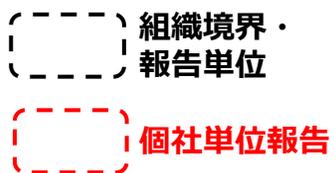
- GX フューチャー・リーグでは、自社のみで入会する場合には「個社単位」、自社の他に入会する子会社等の関連会社がある場合には、組織境界※を設定したうえで、グループ代表企業が関連会社を束ねて代表して「グループ単位」で、入会することを基本とする。ただし、グループ代表企業が会員にならない場合等においては、グループに所属する各企業が「個社単位」での入会することも妨げない。

※グループ代表企業が設定する、GXフューチャー・リーグに入会する対象となる当該代表企業の子会社等の関連会社の範囲

※グループ単位の入会の場合でも、会員資格は組織境界内の会社ごとに付与し、会員数は1社では無く、組織境界内の会社数でカウントする。

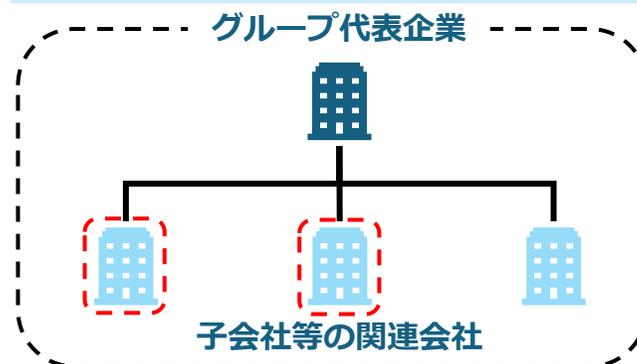
- 個社単位で入会した場合には、個社単位の目標・コミットメントの提出及び実績報告を、グループ単位で入会した場合には、組織境界に沿ったグループ単位の目標・コミットメント及び実績報告を提出いただく。
- 組織境界内の会員ごとの目標・コミットメントの提出及び実績報告は任意とし、グループ代表企業は関連会社を束ねて代表して会員ごとの提出・報告することができる。ただし、GX予算の活用の際には、会員であることに加えて、「個社単位」での目標・コミットメントの提出がなされていることを要件とする方針（中小企業を除く）。具体的な取扱いは、2026年度夏頃までに今後新たに設置する研究会で決定する方針。

## ① 個社単位会員

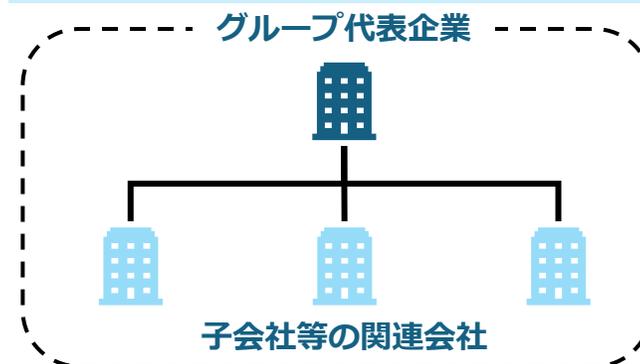


## ② グループ単位会員

### 個社別の報告を行う場合



### 個社別の報告を行わない場合



# (参考) GX フューチャー・リーグ会員 | 会員単位



個社単位情報を提出

グループ単位情報を提出

提出無

## グループ単位の入会

### 個社単位の入会

グループ単位の情報<sup>1</sup>の提出 : 有  
個社単位の情報<sup>2</sup> (内訳) の提出 : 有

グループ単位の情報<sup>1</sup>の提出 : 有  
個社単位の情報<sup>2</sup> (内訳) の提出 : 無

- 自社の「個社単位」目標・コミットメントを提出。

- グループ代表企業が、組織境界内企業全体の「グループ単位」目標・コミットメントを提出。
- グループ代表企業が、自社に加えてグループ内企業の「個社単位」での目標・コミットメントを提出。

- グループ代表企業が組織境界内企業全体の「グループ単位」目標・コミットメントを提出。
- グループ内企業の「個社単位」での目標・コミットメントは提出しない。

### グループ単位

A社

A社※

※グループ代表企業

B社

C社

D社

### グループ単位

A社※

B社

C社

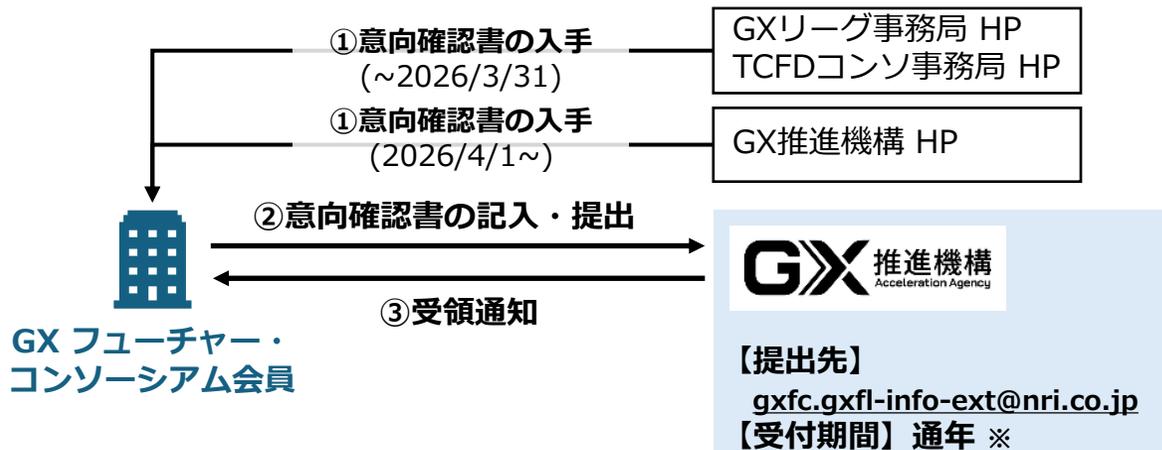
D社

# GX フューチャー・リーグへの入会 | 意向確認書

- GX フューチャー・リーグへ入会しようとする企業には、目標及びコミットメントの提出に先立って、**意向確認書を提出いただきたい**※。意向確認書の提出後、事務局からの**意向確認書の受領通知をもって、GX フューチャー・リーグの会員資格が付与され、入会**となる。なお、意向確認書の受領通知をもって付与される会員資格は、目標及びコミットメントが提出されるまでの期限付の資格となる（後述）。**初年度にGX フューチャー・リーグへ入会しようとする企業は2026年3月3日から6月末までに**、事務局に意向確認書を提出いただきたい。7月1日以降に確認書の提出があった場合は、リーグへの入会は翌年度となるため、留意されたい。具体的には、2027年度以降は、当該年度にGX フューチャー・リーグへ入会しようとする企業は当該年度の前年度の7月1日から当該年度の6月末までに事務局に意向確認書を提出いただく。
- 意向確認書には、入会単位（個社単位またはグループ単位）、リーグ会員になろうとする企業（グループ単位入会の場合は関連会社を含む）の基本情報およびグループ単位であってグループ内の個社単位の目標・コミットメントを提出する場合はその旨を記載し、リーグ会員に求める報告を行うことの誓約をしていただく。

※旧TCFDコンソーシアム会員かつ開示・金融WGに参加を希望する外資系企業であって、SHK制度に基づく排出量報告・目標設定が困難である場合等については、例外的に上記によらず参加が認められる場合があるため、事務局へ個別にご相談いただきたい。

## GX フューチャー・リーグ入会手続きフロー



## 意向確認書の記載事項

- リーグ会員になろうとする企業の法人番号、企業名、業種、担当者氏名及び連絡先
- 会員に求める報告（排出量目標及び排出実績量並びにGX需要創出に係るコミットメント及びGX需要創出に係る取組進捗）を行うことの誓約

**グループ単位で入会する場合**には上記に加えて以下も記載すること。

- 関連会社の法人番号、企業名及び業種
- 組織境界内の各社に関する会員に求める報告（個社単位の報告）の有無

※6月末までに確認書を提出することで、当年度からリーグ会員となる。（7月以降の場合は次年度から会員となる）

# 意向確認書（様式2）の入力方法 | 個社単位で入会の場合

## 2. 報告事項の提出単位

当社は、GXフューチャー・リーグ会員規程第3条各項に掲げる報告事項の提出にあたり、次の単位で提出します。

- 個社単位**（本確認書の提出企業の報告事項のみを提出）
- グループ単位**（【別紙】GXフューチャー・リーグ入会企業一覧（次シート）に記載の組織境界に含む関連会社の報告事項をまとめて提出）

## 「個社単位」の入会・報告を希望する場合

1. 意向確認書（様式2）の「2 報告事項の提出単位」において「**個社単位**」を選択する
  - 意向確認書（様式2別紙）の入力は不要
  - **意向確認書を提出する企業自身が、今後、個社単位としての報告※のみを行うことが必要となる**

※報告：GX フューチャー・リーグ会員に求める排出量目標・コミットメントおよび排出量実績・取り組みに対する報告を指す

# 意向確認書（様式2）の入力方法 | グループ単位で入会の場合

## 2. 報告事項の提出単位

当社は、GXフューチャー・リーグ会員規程第3条各項に掲げる報告事項の提出にあたり、次の単位で提出します。

- 個社単位（本確認書の提出企業の報告事項のみを提出）
- グループ単位**（【別紙】GXフューチャー・リーグ入会企業一覧（次シート）に記載の組織境界に含む関連会社の報告事項をまとめて提出）

GXフューチャー・リーグ入会企業一覧  
(リーグ代表企業及び組織境界に含む関連企業)

様式2 別紙

法人番号	法人名	産業区分（大分類）	産業区分（中分類）	個社単位の報告
1 111111111111	AAA	E_製造業	食料品製造業	無
2 222222222222	BBB	E_製造業	食料品製造業	有
3 333333333333	CCC	E_製造業	食料品製造業	無
4 444444444444	DDD	E_製造業	食料品製造業	無
5				

## 「グループ単位」の入会・報告を希望する場合

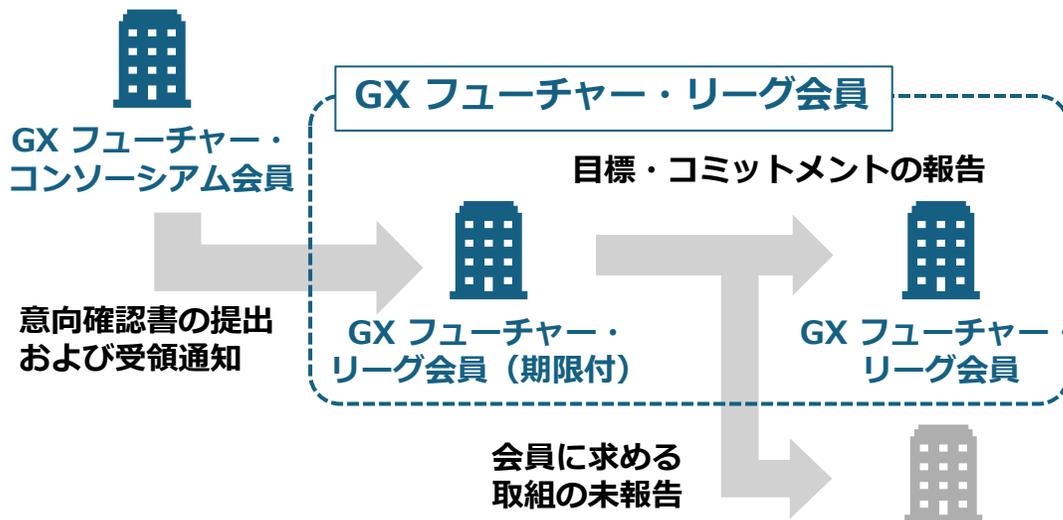
- 意向確認書（様式2）の「2 報告事項の提出単位」において「**グループ単位**」を選択する
- 意向確認書（様式2別紙）において、**組織境界に含む全ての関連企業情報**（法人番号、法人名、産業区分）を入力する
- 組織境界内の企業ごとに「個社単位の報告の有無」を選択する**
  - グループ代表企業についても個社単位の報告の有無を選択すること
  - 個社単位の報告をすべての企業について「無」を選択した場合は、今後、グループ代表企業が、（組織境界内のすべての企業に関する排出量目標・コミットメントを合算・まとめた）グループ単位としての報告※のみを行うことが必要となる**
  - 個社単位の報告を1社以上「有」を選択した場合は、今後、グループ代表企業が、グループ単位としての報告に加えて、個社単位の報告を行うことが必要となる**
    - 個社単位の報告「有」とした企業すべてについて、個社単位での報告※行うことが必要

※報告：GX フューチャー・リーグ会員に求める排出量目標値・コミットメントおよび排出量実績・取り組みに対する報告を指す

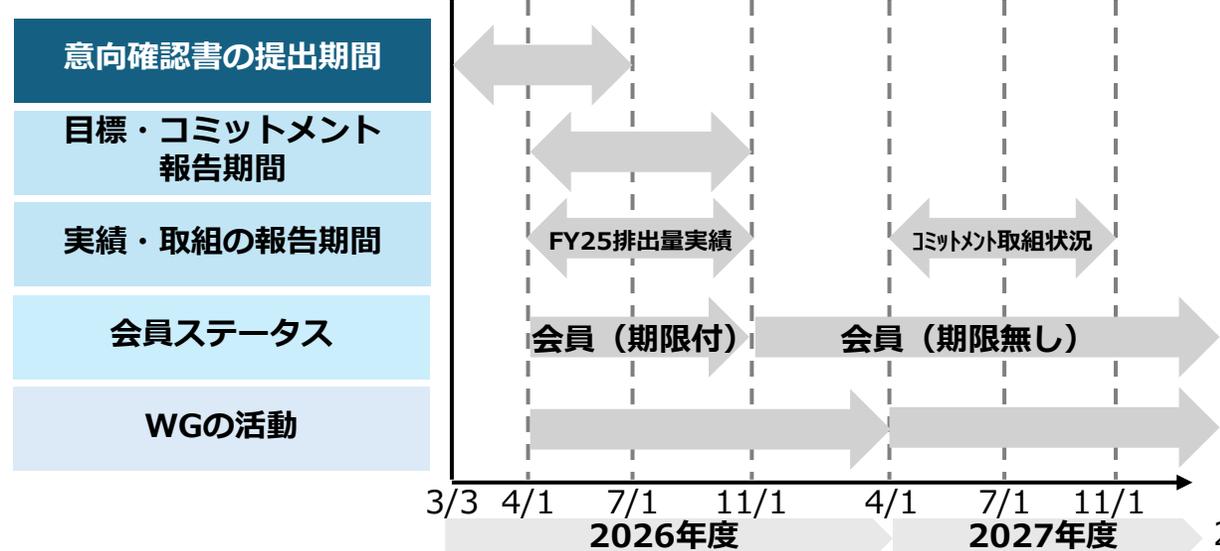
# GX フューチャー・リーグへの入会 | 手続き

- 前述のとおり、意向確認書の受領通知をもって付与される「GXフューチャー・リーグ会員資格」は、**排出量目標・コミットメントを報告するまでの「期限付」となる**。したがって、**初年度は、2026年3月3日から同年6月末までに意向確認書を提出した企業が4月1日以降※、10月末までの期限付の会員**となる。  
 ※3月31日までの間に受領通知を受けた場合は4月1日付、4月1日から6月30日までの間に受領通知を受けた場合は当該受領通知の日付で期限付の会員となる。  
 ※なお、期限付会員であっても資格は限定されず、期限の存在以外は通常のリーグ会員としての地位・活動が可能。
- 2026年7月1日以降に入会を希望する場合は、毎年度、前年度の7月から当年度6月末までに意向確認書を提出した企業が、**当年度の4月1日または受領通知を受けた日のいずれか遅い日から当年度の10月末までの期限付の会員**となる。
- 入会后、**期限付の会員が、同年10月末までに排出量目標およびコミットメントを提出した場合に、期限が解除され、期限の無い「GXフューチャー・リーグ会員」となる**。
- 期限付の会員が、期限内に排出量目標およびコミットメントの提出をしなかった場合には、10月末の期限到来をもって、リーグ会員としての地位・権利を自動的に失い、11月1日以降は会員ではなくなる。

## GX フューチャー・リーグへの入会手続き



## 2026年度会員のスケジュール



# 06 | ワーキング・グループ



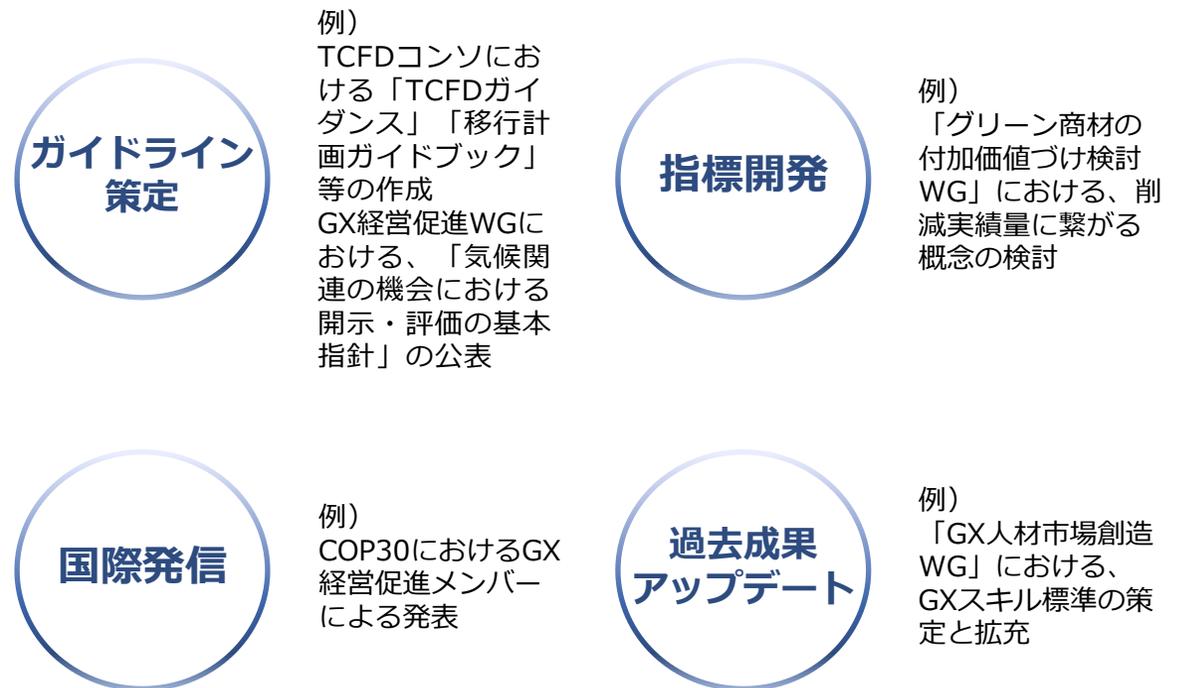
# ワーキング・グループとは

- GX フューチャー・リーグでは、GX需要創出・資金供給に向けて業界を越えた企業間連携や官民連携を行う場としてワーキング・グループ（WG）の活動を実施する。
- WGでは、GX需要創出や円滑な資金供給に係るルール形成・発信・浸透等のテーマ毎に個別のWGを設置し、個別のWG毎に活動する。

## ワーキング・グループの活動コンセプト



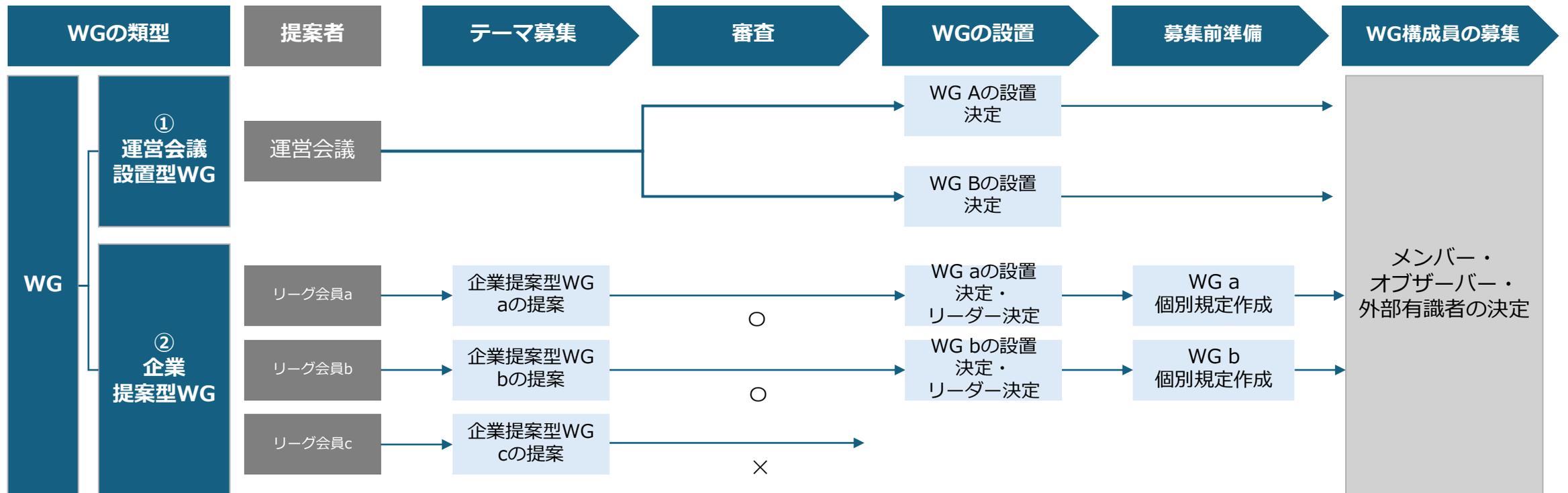
## ワーキング・グループの活動の出口（例）



# ワーキング・グループ設置の流れ

- WGには、①運営会議設置型WGと②企業提案型WGの2種類が存在する。
- 運営会議は、「①運営会議設置型WG」を設置することができる。
- GX フューチャー・リーグ会員は、自らが主導したいWGテーマを提案ことができ、運営会議による審査を通過したテーマについては、「②企業提案型WG」として設置される。
- ②企業提案型WGのリーダーは、個別WG規定の作成後にWG構成員の募集を行い、個別WG活動の運営を行う。  
※スケジュールやWGの要件など詳細は、4月以降に説明の機会を設ける予定

## ワーキング・グループ設置の流れ



# 企業提案型ワーキング・グループの構成員

- 企業提案型WGにおいて、WG構成員は、①リーダー、②メンバー、③オブザーバー、④外部有識者で構成される。
- ※オブザーバー・外部有識者の具体的な役割については事務局とリーダーが協議の上決定する。
- ※運営会議提案型WGの場合も同様の構成であるが、WG構成員の呼称・役割・就任対象については、変更が生じる可能性がある。

## ワーキング・グループの構成員

●：しなければならない ○：できる △：協議の上決定 ×：できない

構成員呼称	運営事務	資料作成	会合への出席	会合の議事進行	会合での発言	就任対象
リーダー	●	●	●	●	○	<p>運営会議提案型WGの場合、リーダーは運営会議メンバー・事務局もしくは運営会議が指定したGX フューチャー・リーグ会員が担う。 企業提案型WGの場合、以下①②③④をすべて満たすこと。</p> <p>① GX フューチャー・リーグ会員企業であること。 ② WGの提案を行うか、WG提案企業から指名を受けること。 ③ WGを代表し、WGの運営事務を担うことに同意していること。 ④ WGの議論に必要な業務（調査、資料作成、情報共有等）を担うことに同意していること。</p>
メンバー	△	●	●	△	○	<p>以下①②③をすべて満たすこと。</p> <p>① GX フューチャー・リーグ会員企業であること。 ② WGのメンバー募集に応募し、事務局及びリーダーから選定されていること。 ③ WGの議論に必要な業務（調査、資料作成、情報共有等）を担うことに同意していること。</p>
オブザーバー	×	△	△	×	△	<p>以下①ないし②を満たすこと。 ①自主行動計画を提出した業界団体であること。 ②オブザーバーとしての参加を事務局が指定していること。</p>
外部有識者	×	△	△	×	△	外部有識者としての参加を事務局が指定していること。

# 【参考】GXリーグにおけるルール形成WGの活動実績

- GXリーグでは、官民のルール形成の場として主に以下のWGの立ち上げ・運営を行った。
- GX フェューチャー・リーグでもGX需要創出に向けたルール形成の枠組みを継続し、企業を起点としたボトムアップ型の課題解決を中心とした活動を実施していく。

## GXリーグで実施したルール形成WG一覧

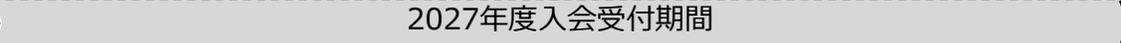
WG名	実施期間	提案主体	WGリーダー	メンバー企業数	活動目的	主な成果物
GX経営促進WG	2022年度 ～ 2025年度	事務局	野村HD（幹事） など計6社	77社 (2025年10月時点)	気候変動への貢献の機会面（市場に提供する製品・サービスによる排出削減等）が適切に評価される仕組みの構築。	「気候関連の機会における開示・評価の基本指針」（2023年3月） 「削減貢献量-金融機関における活用事例集-」（2023年12月） 「削減貢献量-事業会社における推奨開示仮想事例集-」（2024年5月）
適格カーボンクレジットWG	2023年度	事務局	経済産業省	116社 (2024年4月時点)	GX-ETSの第1フェーズにおいて利用可能な適格カーボン・クレジットとして、J-クレジット等に加えて対象とすべきクレジットの定義やその認定等を検討。	「GX-ETSにおける適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」（2024年4月）
GX製品社会実装促進WG	2024年度 ～ 2025年度	事務局	経済産業省	92社 (2025年10月時点)	需要創造に積極的に取り組む意向のある企業群を可視化する枠組みとして、賛同者が自主的に参加できる宣言の枠組みを構築。	「GX率先実行宣言」ひな形（2025年2月） 「GX率先実行宣言概要資料」（2025年2月）
ボランタリーカーボンクレジット情報開示検討WG	2022年度 ～ 2023年度	企業	Sustainacraft	46社 (2023年1月時点)	国内でのボランタリーカーボンクレジット市場の立ち上げと情報開示の在り方の整理。	「ボランタリーカーボンクレジット情報開示検討WG 最終報告書」（2023年12月）
グリーン商材の付加価値づけ検討WG	2022年度 ～ 2023年度	企業	日立製作所	42社 (2023年1月時点)	企業が実施する排出削減施策を経済的価値につなげるための仕組みを検討。	「グリーン商材の付加価値付けに関する提言書」（2023年12月）
GX人材市場創造WG	2023年度 ～ 2025年度	企業	スキルアップ NeXt	33社 (2024年8月時点)	GX人材市場の創出に資する「GXスキル標準」の策定とその活用促進。	「GXスキル標準」（2024年5月、2025年5月改訂） 「GXスキル標準（GXSS）-検討概要と活用方法-」
中間排出事業者を通じたグリーン市場創造検討WG	2025年度	企業	ユニ・チャーム など計3社	WG32社・SWG22社 (2025年9月時点)	中間排出事業者が、健全な経済活動とグリーン市場創造の両立を実現する上での課題を検討。	※2025年度検討中

# 07 | 全体スケジュール



# 全体スケジュール

- 2026年3月3日から、GX フューチャー・コンソーシアム、GX フューチャー・リーグ会員の募集を開始する。
- 会員リストは公開予定。初回公開企業の締切は3月31日とする。

	2026									
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
GX フューチャー・コンソーシアム入会申込書提出	 <p>3/3 募集開始</p> <p>※GXフューチャー・リーグへ2026年度に入会したい場合は、GXフューチャー・コンソーシアムについても2026年6月30日までに入会が必要</p>									
GX フューチャー・リーグ入会申込書提出	 <p>2026年度入会受付期間</p>					 <p>2027年度入会受付期間</p>				
GXFC Webサイトでの会員リストの公開		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
		3/31までに入会した企業の会員リストを公開予定		5月以降は定期的に公開						
目標・コミットメント様式の公開	◆	◆								
	3/3に様式公開 (TCFDコンソーシアム・GXリーグHP)		4/1に様式公開 (GXFC HP)							
目標・コミットメント様式の提出	 <p>Web提出フォームの運用開始までは、メールにて提出可能 (その場合も、後日Webフォームで改めて提出が必須)</p>					 <p>企業側でWeb提出フォームでの提出が必須</p>				
2025年度排出量実績の報告期間								 <p>初年度のため年内報告可能</p>		

# 【参考】GXリーグとGX フューチャー・リーグの違い

		GXリーグ	GX フューチャー・リーグ
会員に求める 報告内容	排出量報告 (目標・実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>GXリーグ事務局の定める算定方法での報告を義務とする。</li> <li>第三者検証を義務とする。</li> <li>システムでの報告を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>SHK制度における「温室効果ガス排出量算定・報告・報告マニュアル」に準拠することを義務とする。</b></li> <li><b>第三者検証は求めない。</b></li> <li>ExcelファイルをWeb提出フォームで提出する。 ※提出方法については今後変更の可能性あり</li> </ul>
	取組内容報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーン削減や製品・サービスを通じた市場でのGXの取組報告を求める。</li> <li>報告内容は企業の自主性に委ねる（記載内容の審査は行わず）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社のGX需要創出に係るコミットメントと毎年度の取組状況の報告を求める。</li> <li><b>内容の審査を実施し、要件を満たさない企業は入会ができない可能性がある。</b></li> </ul>
各種活動	WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事務局提案型WG」と「企業提案型WG」の2種類を設置する。</li> <li>「企業提案型WG」は有識者による審査によって採択されたWGを決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「運営会議提案型WG」と「企業提案型WG」の2種類を設置する。</li> <li>「企業提案型WG」は運営会議の審査によって決定する。</li> </ul>
	企業間交流の 促進	—	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>GX Future アカデミーの活動内で一部移管・実施していくことを想定</b></li> </ul>
	ビジネス 機会創発	—	
	排出量取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>GXリーグにおける試行的な取組として、自主的な排出量取引を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>GX Future リーグの活動では対象外</b> (GX推進法に基づく排出量取引制度として実施)</li> </ul>